建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 フスは丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。

- なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1)収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
- (2)許可車両番号 (3)必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報を欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。 2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

面季彩の林止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこ の限りではない。この場合、再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

- 2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する。)
- 3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。

- 2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
- 3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は、丙はこれに従うものとする。

- 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれ に従わなければならない。

権利義務の譲渡など)

(損害の賠償)

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除))

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

- 2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
- 3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
- 4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(物議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所 許可番号		許可内容		
云江石	生別	発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

	1		
協議事項			

印紙税法に基づき、収 印紙税額を貼る。	又集運搬につ	ついては1号文書、処分は2号文	書、収集運搬	・処分とも1社が行う場合は、収集運	搬若しくは気	L分の合計予定金額の高い方に	対して該当する
1号文書(収集運	搬用)			2号文書(処分用)			
1 万円 未満	非課税	1,000 万円以下	10,000円	1 万円 未満	非課税	1,000 万円 以下	10,000円
10 万円以下	200円	5,000 万円以下	20,000円	100 万円以下	200円	5,000 万円 以下	20,000円
50 万円以下	400円	1 億円以下	60,000円	200 万円以下	400円	1 億円 以下	60,000円
100 万円以下	1,000円	5 億円以下	100,000円	300 万円以下	1,000円	5 億円 以下	100,000円
500 万円以下	2,000円			500 万円以下	2,000円		
						(亚成19年7日租本)	

令和 年 月 日

建設廃棄物処理委託契約書

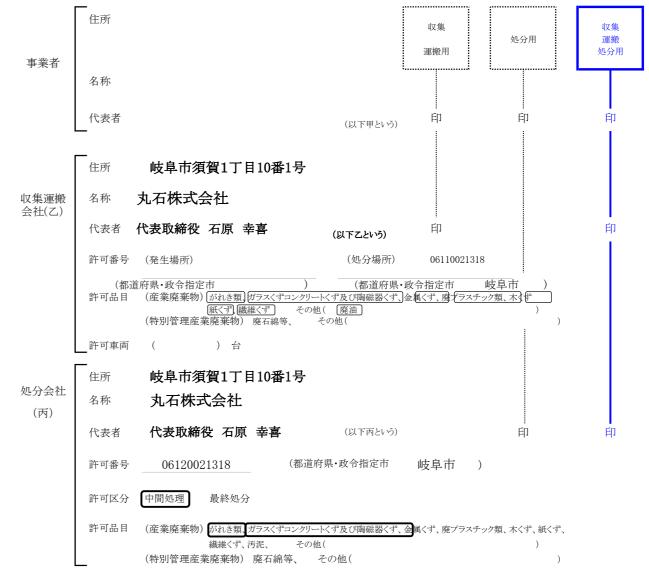
甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

※印紙税額は裏面参照

収 入

印紙

契約区分(収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)



甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

- 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
 - 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む、以下同じ)により、丙への運搬終了を確認後収集運搬料金を支払う。
 - 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
- 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができ

 4. 上事名 	
3. 工期 年 月 日 ~ 年 月	<u> </u>

発行: 社団法人 岐阜県建設業協会 [委託業務の内容]

- 1. 工事名
- 2. 排出場所
- 2. 排出場所
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —
 —<
- 4. 積替・保管施設経由の有無

(有·無)

a) 施設の内容

地区ツバカ				
会社名		施設所在地		
許可品目	0		ず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類 維くず、汚泥、その他()	Ę.
保管上限			m n³(どちらかを○つ	で囲す。)

- b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類
- c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む) (<u>搬出場所</u> 積<u>替・保管施設</u>)から(積<u>替・保管施設</u> <u>処分施設</u>)まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物を混合することの許否 (許 · 否)
- e) 安定型産業廃棄物を管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を 行うことの許否 (許 · 否)
- 5. 廃棄物の処理・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

					丙)の許可内名 I		計可由 宏
廃϶	集物の種		り単価	予定量	/n /\ - -\\	処分会社の	
		収集運搬(a)	処分(b)	(c)	処分方法	処理能力	施設名称•所在地
.					破砕・		
コンク	クリートがら					m³	
		円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³		t, m³/日	
					破砕・		
アスファ	ルト・コンクリートがら					m³	
		円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
その	他がれき類				破砕•	m³	
()	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
ガラス ノボ	くず・コンクリート 及び陶磁器く				破砕•埋立	m³	
	ず	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
	プラスチック類				破砕•溶融	m³	
DE/	//////////////////////////////////////	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
A	≧属くず				破砕•	m³	
	とはくり	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
4	紙くず				破砕•焼却	m³	
'	MX 9	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
_	木くず				破砕•焼却	m³	
′	/\\ 9	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
<u>%</u> #	繊くず				破砕•焼却	m³	
心	以示压∖ 9	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
e¥:-	ア喜北、八				破砕・埋立	m³	
)発1	百膏ボード	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
Z-#r					脱水•埋立	m³	
	設汚泥	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
	安 定 型					m³	
合成	品目のみ	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
廃棄	管 理 型					m³	
物	品月宮か	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
	91	(-,/	, (-, -44)	-, 111		m³	
その		円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/∃	
の他		, , ,		,		m³	
TU		円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/∃	
特	de		, (-, -44)	-, 111	溶融・埋立	m³	
管	廃石綿等	円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	()	t, m³/日	
管産		, ,, (0, 111)	, ,, (,, 111)	c, iii	破砕・	m³	
廃		円/(t, m³)	円/(t, m³)	t, m³	(t, m³/日	
A =		1/ (t, 111/)	1 4/ (1, 111/	ι, ΙΙΙ			\\frac{1}{4} \frac{1}{4} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
台計	十予定数量		(t, m³)		必要な	情報(性状及び荷	妥等)※
<u> </u>		収集運搬(a)×(c)	処分(b)×(c)				
合計	十予定金額	円	円				
事前	協議の要否	要。	• 否				
24-T	D Ln →m Ak	上の印料につい		N -1- \		レナス加亜化力側)。	いずわか、の出力も知事する

注釈:処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄にいずれか一つ能力を記載する。 ※:性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

[丙での中間処理後の(再生を含む)場所(予定)]

I. 丙で再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称		再生	上施設所在地	処分方法		処理能力
	丙の施設「多			「委託業務内容」記載のとおり			
再生品目 売却先等	再生骨材 破砕し、その全		各盤材 三骨材、再	生路盤材に再資源	化する。		
再生品目							

Ⅱ. 丙からの再生委託

11. 内かり	り 円 生 安 託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	再生 施設名称	再生施設所在地	処理方法	処理能力	備考 (利用方法等)

Ⅲ. 丙からの最終処分委託先

安:安定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

m. 11/2.42	 切取於是刀安市	L/L	女:女庄至连立处为物、官:官连至连立处为物、远:远断至连立处分物					
廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分 施設名称	最終処分施設所在地	処理方法	処理能力	備考		
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			
				安・管・遮	m³			

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生を含む)場所

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処理方法	処理能力	処理後の 廃棄物
中・終							
中·終							
中·終							
中·終							
中·終							
中·終							
中·終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							